

議案第54号

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成6年杉並区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「杉並区長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「(杉並区長の選挙の場合に限る。)」を削り、「作成枚数が、」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

第8条中「通じて」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される杉並区議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された杉並区議会議員の選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

杉並区議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成について公費負担を行う必要がある。

し書の規定を準用する。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

し書の規定を準用する。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて_____法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。